

足場の組立て等作業主任者能力向上教育 ご 案 内

青森労働局長登録教習機関
建設業労働災害防止協会 青森県支部
(略称：建災防)

1. 目的

足場からの墜落防止措置等に関し、労働安全衛生規則（以下「規則」という。）を改正し、平成21年6月1日より施行されました。

同規則の改正に伴い、足場の点検が強化され労働安全衛生規則第567条に基づく足場の点検をする者については、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講しているなど十分な知識、経験を有する者を指名することから、当支部では、足場の組立て等作業主任者に対して同規則の改正の主要部分である足場の点検、記録等が十分実施できる能力の付与に資する教育を実施いたします。

なお、この教育の内容、時間、方法及び講師は「労働災害防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針」に基づくものであります。

2. 受講対象者

- ・ 足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した者。

3. カリキュラム

- ①最近の足場、部材等及びそれらの管理・災害発生時の措置と災害事例研究
(1時間)
- ②安全衛生管理の仕組み等・作業員に対する効果的な指導及び教育方法(2時間)
- ③足場の組立て等の安全施工と保守管理(4時間)

4. 申込方法等

- (1) 受講申込書 (所定の申込書に必要事項をご記入ください。)

申込書の裏面に、足場の組立て等作業主任者技能講習修了証(写)を貼付けてください。

- (2) 写真1枚 (胸上タテ3cm×ヨコ2.4cm、1年以内に撮影し無帽・無背景のものを申込書に貼付け下さい。)

- (3) 受講料 前納制です。下記①～③にて納付ください。

②と③で申込の場合、お電話にて受付が終了していないか確認をお願いします。

- ① 建災防上北分会へ受講申請書と一緒に受講料を直接納付する。
- ② 現金書留にて納付する。(受講申請書は郵送)
- ③ 指定口座に振込する。

受講申請書は郵送する事。受講申請書及び振込の確認が出来次第
受講票とカリキュラムをFAXいたします。

<振込先>

みちのく銀行十和田中央支店（普） 1 4 0 2 5 5 2

ケサレウ コシダシヨウ タシマ ガシシ

建災防 講師団長 田島 一史

- (4) 1回あたりの受講定員は40名以内とし、講習開始の一週間前までにお申込みください。また、締切日以前であっても定員に達した場合は、受付を締切りますのでご了承ください。

受講定員に満たない場合は延期又は中止になる事もございます。

5. 受講料

	教育時間	計	内 訳	
			受講料 (税込)	テキスト代 (税込)
会 員	7 時間	9,606 円	8,000 円	1,606 円
非会員		10,793 円	9,000 円	1,793 円

6. 開催日時及び会場

日 時：令和6年11月26日(火) 午前9時～

会 場：建設会館 4階「大会議室」（十和田市西十三番町4-10）

7. 修了証

本教育を修了された方には、「足場の組立て等作業主任者能力向上教育修了証」を即日交付いたします。

8. その他

- (1) 電話による申込み予約等はありません。
- (2) 開講1週間前の取消し又は欠席した場合は、受講料等はお返しいたしません。
- (3) 受講申込書は、支部及び各地区の分会又は当支部ホームページにて入手できます。 建災防 青森県支部 (<https://www.ao-kensaibou.com/>)
- (4) 開催の日時及び会場については、お間違いのないようご注意ください。
- (5) 受講当日は、時間厳守といたします。

※業務規程により受講時間が定められていますので、遅刻・途中退席された方や講義中の居眠り・携帯電話の操作等は講義の妨げとなることから、受講若しくは修了証を交付できません。

